

平成 27（2015）年度
第 2 次枚方市男女共同参画計画
アクションプログラム進捗状況

平成 28（2016）年 12 月
枚 方 市

も く じ

はじめに	1
I 第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの概要	2
II アクションプログラム	
平成27（2015）年度の取り組みについて	3
第2次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移	4
平成27（2015）年度に取り組んだ内容	6
<u>基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する</u>	
基本方向（1） 男女共同参画に関する理解の促進	6
基本方向（2） 男女平等を推進する教育・学習の推進	7
基本方向（3） 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	9
基本方向（4） 情報活用における男女共同参画の推進	10
基本方向（5） 外国籍市民等への生活関連情報の提供	11
<u>基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する</u>	
基本方向（1） DVなどの暴力の防止	12
基本方向（2） 被害者に対する相談・支援対策の充実	14
<u>基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する</u>	
基本方向（1） 生涯を通じた男女の健康支援	18
基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援	21
基本方向（3） ひとり親家庭等への支援	22
<u>基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する</u>	
基本方向（1） 安心して子育てや介護ができるための支援	24
基本方向（2） 就業・起業・再就業したい人への支援	27
基本方向（3） 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	28
基本方向（4） 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進	28
<u>基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する</u>	
基本方向（1） 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進	29
基本方向（2） 男女共同参画の視点に立った施策展開	31
基本方向（3） 関係機関・市民団体等との連携強化	32
基本方向（4） 市民参加による外部評価と計画の進行管理	32
基本方向（5） 推進のための拠点施設機能の充実	32
基本方向（6） 苦情処理・人権侵害相談体制の充実	33
枚方市男女共同参画推進審議会の意見	34

はじめに

本市の男女共同参画計画としては、平成 13（2001）年 3 月に「枚方市男女共同参画計画（平成 13（2001）年度～平成 22（2010）年度）を策定しました。そして、平成 22（2010）年度に制定した枚方市男女共同参画推進条例に基づき、枚方市男女共同参画推進審議会を立ち上げ、同審議会からの答申を受けて策定したのが、「第 2 次枚方市男女共同参画計画（平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度）」で、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会を目指しています。そして具体的な実施計画として策定したのが、この「第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」で、男女共同参画推進条例の 4 つの基本理念に基づいています。

<4 つの基本理念>

- <1> すべての市民に関わる課題としてとらえること
- <2> 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
- <3> あらゆる人権侵害を許さないこと
- <4> 仕事と生活の調和の実現を図ること

計画期間 5 年間の本市の主な施策としては、平成 25（2013）年度の配偶者暴力相談支援センター機能の整備があげられます（基本目標 2）。この第 2 次計画が配偶者暴力防止法に基づく、市の DV 基本計画を包含したものであり、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」の開設により、本市の DV 被害者支援への取り組みが強化されました。

また、平成 26（2014）年度には男女共同参画推進審議会に諮問し、平成 27（2015）年度に答申を受けた「第 3 次枚方市男女共同参画計画」の策定も行ないました（基本目標 5）。この第 3 次計画策定の基礎資料とするために平成 26（2014）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」は、一般、高校生、大学生に加えて、本市として初めて小学生、中学生を対象とした調査を教育委員会や小中学校の協力により実現したもので、小中学生においても固定的な性別役割分担意識が形成されていることを示す結果となり、男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの教育が必要であるとの裏付けを得ることが出来ました。

本書は、第 2 次計画アクションプログラムの最終年度である平成 27 年度の市の男女共同参画推進施策の推進状況を取りまとめました。今後、この結果も参考に、すでに開始している第 3 次計画及び同アクションプログラムの取り組みをさらに推進したいと考えています。

I 第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの概要

1. 内容

第2次枚方市男女共同参画計画の推進を図るため、具体的な取り組みをアクションプログラム（実施計画）として定め、計画的な展開を図りました。アクションプログラムは、計画に掲げられた取り組み体系に基づき、5つの基本目標、20の基本方向、各取り組みの概要のもとに、各部局で推進する86の取り組み名、取り組み内容をまとめています。

2. 計画期間

第2次枚方市男女共同参画計画の計画期間である、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5年間をアクションプログラムの計画期間としました。なお、取り組み等に変更が生じた場合は、必要な見直しを行いました。

年度	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
第2次枚方市男女共同参画計画					
第2次枚方市男女共同参画計画 アクションプログラム					

3. 進捗管理

計画の適切な進捗管理を行うことで、男女共同参画の視点に立った施策展開を着実に推進するため、毎年度、取り組みの実施状況を取りまとめ、検証・評価を行いました。進捗管理は、庁内体制として「枚方市男女共同参画推進本部」、市長の附属機関として「枚方市男女共同参画推進審議会」において行いました。

市民にわかりやすい進捗管理を行うため、市の「施策評価」※1を基本に行うとともに、各取り組みに男女共同参画の視点からチェックポイントを設定し、年度ごとに検証を行い、公表しています。

4. 男女共同参画のチェックポイント

- ① **ニーズ把握**：女性、男性双方のニーズ、現状を把握した
- ② **企画・立案**：企画、立案時に女性、男性双方の意見を聞いた
- ③ **実施**：女性、男性双方が参加・利用しやすいよう配慮した（いずれかの性に偏りがある場合は、妥当かをチェックした）
- ④ **効果**：基本目標達成に向け、基本方向に則した効果が、女性、男性双方にあるように取り組んだ（いずれかの性に偏りがある場合は、妥当かをチェックした）
- ⑤ **その他**：その他、男女共同参画の視点を取り入れたこと

※1 市の総合計画に位置づけられた全48施策について、市民を対象に各施策の重要度や満足度を調査する施策アンケートの結果や事務事業の実績、施策指標の推移をもとに評価を行うもの。学識経験者や市民などの外関係者の意見も取り入れながら実施。

Ⅱ アクションプログラム

平成 27（2015）年度の取り組みについて

本市では、この第 2 次計画について年度ごとに取り組み内容の確認、点検を行い、男女共同参画推進審議会にご意見をいただき、毎年、進捗状況を公表してきたところです。

計画の最終年度となる平成 27（2015）年度については、平成 28（2016）年度を始期とする第 3 次計画の策定に向け、男女共同参画推進審議会に諮問し、まとめていただいた同計画試案について市民説明会を開催するとともに、市民からの意見聴取を行い、9 人の方から公表意見数 16 件が寄せられました。ご意見は、市民にわかりやすい啓発や子どもの頃からの男女共同参画の推進の必要性、またDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者支援体制の充実についてなどで、同審議会に報告し、審議が行われ、平成 28 年 1 月 21 日に審議会から答申を受けました。

答申を受け、市として、基本的な考え方を整理し、第 2 次計画の成果と課題を検証するとともに、平成 27 年 9 月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としても位置づけて、第 3 次枚方市男女共同参画計画を策定しました。

男女共同参画に関する市民への啓発については、市民を対象にした講座やイベントを市の男女共同参画推進拠点となる男女共生フロア・ウィルを中心に年間を通じて実施していますが、イベント等に参加するのは関心の高い人であり、そうでない人への啓発が課題となっていました。そういった意味からも、教育委員会と連携して平成 26（2014）年度から実施している小学生を対象にしたDV 予防教育プログラムは有効な方策であり、平成 27（2015）年度は6校 15 クラスで実施しました。今後も早期のDV 予防教育の必要性について更なる周知を図り、実施校の拡大に努めます。また、国や府、市の関係機関と協力して実施した労働相談事業、就労支援事業では、働きやすい職場環境や再就職について、市民に身近な場所で考えてもらえるよう、実施しました。

また、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」への相談件数は延べ 1,165 件でした。複合的な支援が必要な方からの相談も増加してきており、関係機関と連携し、きめ細かな支援に努めました。

第3次計画でも目標の達成に向け、取り組みを行い、すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、さまざまな選択が性別によって制限されることのない豊かな社会の実現を目指します。

第2次枚方市男女共同参画計画の目標の推進状況と指標の推移

- 基本目標ごとに、その推進状況を数値で客観的に把握するために指標を設定しました。
数値は、「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」と施策評価の施策指標等のデータから収集しました。
- 市民アンケート調査実施年度：平成22（2010）年度・平成24（2012）年度・平成26（2014）年度

※平成27年度が目標の最終年度であるため、具体的な目標値が示されているものは数値で、
目指すべき方向を矢印で示す 増加 ↑ 減少 ↓

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する		出典	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015) 目標 実績
指標 1	枚方市男女共同参画推進条例の周知度	市民アンケート	6.5%	—	5.4%	—	17.6%	↑ 増加 —
指標 2	男女共生フロア・ウィルの周知度	市民アンケート	3.6%	—	5.6%	—	13.2%	↑ 増加 —
指標 3	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 ■「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	市民アンケート	40.3%	—	49.7%	—	51.2%	↑ 増加 —
指標 4	①家庭生活②職場③全体で男女が平等と思う人の割合	市民アンケート	① 36.2%	—	38.2%	—	38.9%	↑ 増加 —
			② 22.1%	—	24.2%	—	23.4%	
			③ 21.4%	—	21.5%	—	14.2%	
基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する		出典	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015) 目標 実績
指標 5	DV 被害に遭った時の相談窓口を 1 つも知らない人の割合 ■配偶者暴力相談支援センター、男女共生フロア・ウィル、警察、枚方人権まちづくり協会など	市民アンケート	11.8%	—	11.4%	—	5.5%	↓ 減少 —
指標 6	DV に対し誤った認識をしている人の割合 ■「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」「暴力を振われた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民アンケート	36.3%	—	35.2%	—	18.7%	↓ 減少 —
指標 7	過去 1 年間に DV 被害を経験した人の割合 ■過去 1 年間に、1 度でも身体的、精神的、性的暴力のいずれかを、受けたことのある人の割合	市民アンケート	統計データなし	—	身体的 8.6% 精神的 11.6% 性的 6.6%	—	身体的 10.6% 精神的 15.2% 性的 7.3%	↓ 減少 —
基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する		出典	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015) 目標 実績
指標 8	乳がん、子宮頸がん検診受診率 ■乳がん検診対象者 40 歳以上の女性(2 年に 1 回の受診) 子宮頸がん検診対象者 20 歳以上の女性 (平成 24 年度、対象年齢を 25 歳から引き下げ)	保健センターデータ	乳がん 14.8% 子宮頸がん 22.3%	乳がん 14.1% 子宮頸がん 22.1%	乳がん 16.9% 子宮頸がん 27.4%	乳がん 15.9% 子宮頸がん 25.0%	乳がん 17.2% 子宮頸がん 23.1%	50% 乳がん 19.2% 子宮頸がん 23.3%
指標 9	妊婦 11 週以下での妊娠の届出率	施策指標	92.6%	93.3%	93.6%	95.1%	95.2%	100% 95.1%

指標 10	特定健康診査受診率 ■高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診率(対象国保に加入する 40 歳以上 75 歳未満の人)	施策指標	27.1%	28.5%	30.1%	30.8%	32.5%	45% 32.2% (9 月末時点暫定値)	
基本目標 4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する			出典	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015) 目標 実績
指標 11	保育所の入所待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)	施策指標	19 人	48 人	32 人	8 人	0 人	0 人 36 人	
指標 12	女性の労働力率 ■上段平成 22(2010)年 下段平成 17(2005)年	国勢調査	49.6% (48.8%)	—	—	—	—	↑ 増加 —	
指標 13	生活に満足している人の割合	市民アンケート	56.5%	—	60.4%	—	60.2%	↑ 増加 —	
基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する			出典	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015) 目標 実績
指標 14	女性委員の割合が [※] 35%以上の市の審議会等の割合 ■委員委嘱のない審議会等は除く	施策指標	47.5%	51.5%	53.8%	49.0%	50.0%	100% 52.5%	
指標 15	市の管理職に占める女性の割合 (各年度 4 月 1 日現在)	施策指標	19.1%	19.7%	20.3%	19.8%	20.6%	24.0% 21.7%	

<総括>

本アクションプログラムの取り組みの成果と課題については、「第 3 次枚方市男女共同参画計画」の基礎資料とするため、平成 26（2014）年度までの進捗状況により総括しました（別冊「第 3 次枚方市男女共同参画計画」12 ページ参照）。平成 26（2014）年度から平成 27（2015）年度の進捗状況で見ると、指標 8 の乳がん検診の受診率や指標 15 の市の管理職に占める女性の割合が向上しましたが、大きな進捗、後退はありませんでした。この間、行政だけでなく、社会の様々な取り組みに男女共同参画の観点が盛り込まれるようになりましたが、一方で社会には依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策及び方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、DVの問題が深刻化していることなど多くの課題が残されています。今後は、第 3 次計画に基づき、様々な形での啓発に引き続き取り組むとともに、重大な人権侵害である DV の防止や被害者支援体制の強化、仕事と子育ての両立支援など、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

<市民アンケート調査（一般）の実査概要>

	平成 22（2010）年度	平成 24（2012）年度	平成 26（2014）年度
調査期間	7 月 14 日～7 月 31 日	7 月 2 日～7 月 25 日	11 月 15 日～11 月 30 日
調査方法	郵送方式		
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人		
対象者区分 (年齢)	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・ 60 歳代・70 歳以上（6 区分）		20 歳代・30 歳代・ 40 歳代・50 歳代・ 60 歳以上（5 区分）
回答者数	796 人	909 人	833 人
回収率	39.8%	45.5%	41.7%

※ 平成 24（2012）年度は、中間年の簡易な調査を実施しました。

平成 27（2015）年度に取り組んだ内容

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向（1）男女共同参画に関する理解の促進

- ① 誰もが主体的に自分らしく生きていくことができる地域社会を目指し、男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを行います。
- ② 男女共同参画の意義の啓発にあたっては、リーフレットなどを活用し、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画をはじめ男女共生フロアの周知を図ります。
- ③ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、講演会や各種講座の開催だけでなく、地域のNPOやボランティア団体、事業所との連携による、積極的な啓発や体験型学習を行うなど、多方面から取り組みます。

取り組みのまとめ
市民を対象とした講演会や講座などの開催、事業関連リーフレット・情報誌の配布や、NPO、ボランティア団体、事業所との連携を含めて、男女共同参画の意義を広く周知するための取り組みを行った。

番号	1				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画啓発事業				
アクションプログラムの取り組み内容	固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共生フロアにおいて、男女共同参画週間事業など、性別を問わず、幅広い年齢の市民を対象とした、各種講演会、講座等を開催し、男女共同参画社会の意義の啓発を行う。				
取り組み実績	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画週間事業「昭和結婚からの脱却～あなたの幸せのために～」(102 人)をはじめとした各種啓発講座(17 回・600 人)や、市民団体参加の実行委員会形式でウィル・フェスタ(1,094 人)を開催した。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	1,340 人	1,303 人	1,669 人	1,412 人	1,796 人

番号	2				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画推進条例、男女共同参画計画の周知				
アクションプログラムの取り組み内容	NPOやボランティア団体、事業所との連携のもと、リーフレット、ホームページなどを活用し、条例、計画の周知を図る。				
取り組み実績	枚方市事業所人権推進連絡会、男女共同参画週間事業などにおいて、条例啓発用リーフレット「枚方市男女共同参画推進条例のあらまし」を配布したほか、ホームページに条例と計画を掲載するなど、広く周知を図った。また、平成 28(2016)年度を始期とする「第3次枚方市男女共同参画計画」の策定にあたり、同計画試案についての市民説明会(4 か所・5 回)および、市民からの意見聴取(17 件・公表 16 件)を行い、男女共同参画推進条例ならびに男女共同参画計画の周知に努めた。				

番号	3				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共生フロアの周知				
アクションプログラムの取り組み内容	リーフレット、ホームページなどを活用し、男女共生フロアで展開している事業の周知を図る。				
取り組み実績	「広報ひらかた」やホームページにおいて、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間事業、その他の啓発講座について周知を図った。また、リーフレット「女性のための相談案内」・パンフレット「暴力に悩むあなたのための相談案内」・男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」・男女共生フロアだよりなどの配布を行い、男女共生フロア事業の周知を図った。				

番号	4				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画社会づくり支援講座				
アクションプログラムの 取り組み内容	NPO やボランティア団体と連携し、体験型も取り入れ、男女共同参画の啓発を行う。				
取り組み実績	男女共同参画の視点を取り入れた市民団体の事業企画を目的に、男女共同参画社会づくり支援講座として、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターに委託し、講演会(1回・90人)のほか、市民活動団体による講座等(5回・226人)を実施した。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	73人	327人	224人	271人	316人

番号	5				
所管課	人権政策室				
取り組み名	事業所との連携による男女共同参画の啓発				
アクションプログラムの 取り組み内容	事業所と連携し、リーフレットや情報誌などを活用し、男女共同参画の啓発を行う。				
取り組み実績	枚方事業所人権推進連絡会(133か所)に対し、男女共同参画について啓発を図るため、男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」やワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットなどを配布し、関連情報の提供を行った。				

基本方向（２）男女平等を推進する教育・学習の推進

- ① 学校において、発達段階に応じ、適切な男女平等の教育が行われるよう、教職員研修に取り組むとともに男女平等教育指導事例集等の活用をすすめるなど、学習機会を十分に確保します。
- ② 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を活かす教育に取り組めます。
- ③ 学校運営においては、教員の男女別構成をバランスのとれたものにするために、女性管理職の割合の増加など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ④ PTA活動や役員の構成において、働く男女の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努めます。

取り組みのまとめ	
適切な関連教材を活用し、発達段階に応じた男女平等の教育を行い、固定的な性別役割分担にとらわれず、子どもたちが主体的に学び、行動する姿勢を育む指導を行った。また、人権教育推進の中心となる教員に専門性向上のための研修を行うとともに、教員の性別のバランスに留意した人員配置を行った。	

番号	6				
所管課	児童生徒支援室				
取り組み名	男女平等教育事例集等の活用				
アクションプログラムの 取り組み内容	学校において各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の中で、男女平等教育指導事例集や副読本等の教材を活用し、男女平等や人権を守る教育を推進する。				
取り組み実績	学校園において、男女平等はもとより人権感覚を高める教育を推進するため、男女平等教育指導事例集や副読本等の教材を活用した。固定的な男女意識にとらわれず、一人一人の個性を認めあい、互いが尊重できるよう指導に取り組む、家庭の中で、家事・育児等を男女が互いに協力して担うことについて考える機会とした。また、心と体の変化や互いの体のつくりの違いを知り、性の違いを理解するとともに、異性への思いやりや男女共同参画の大切さを理解できるよう取り組んだ。 ・男女平等教育推進のための校内研究組織設置状況(45小学校 19中学校) ・男女平等教育に関する校内研修実施状況(45小学校 19中学校) ・教科・領域別活用状況 小学校:生活科・社会科・総合的な学習の時間・特別活動・道徳 中学校:保健体育科・技術家庭科・総合的な学習の時間・道徳				

番号	7					
所管課	教育研修課、児童生徒支援室					
取り組み名	教職員研修の実施					
アクションプログラムの 取り組み内容	男女平等や人権を守る教育を推進するため、人権教育推進の中心となる教員に専門性向上のための研修を行うとともに、情報提供や実践資料の収集を行う。					
取り組み実績	【教育研修課】 人権教育研修(講義・演習「枚方市の人権教育」「子どもエンパワメント」「映像と資料から知る新しい部落史」延べ 134 人)、初任者・新規採用者研修(小中学校初任者、新規採用学校事務職員、新規採用養護教諭、新規採用幼稚園教諭、新規採用教員、小中学校1年目講師)(講義・演習「人権について考える1～4」「児童生徒理解を深める1～2」延べ 573 人)、市費負担教員研修(講義・演習「生徒指導」「子ども理解」延べ 108 人)、2年目小中学校教員研修(講義・演習「いじめ未然防止、早期発見・解消、体罰の根絶」109 人)、5年目小中学校教員研修(講義・演習「いじめ未然防止、早期発見・解消、体罰の根絶」54 人)、小中学校10年経験者研修(講義・演習「いじめなどのもめごと問題への対応とその方法」74 人)、生徒指導主事研修(講義・演習「いじめをエスカレートさせないための生徒指導」62 人)、管理職研修(講義・演習「教職員に対する服務規律の指導およびパワーハラスメントの禁止」「人権教育における諸問題」「不登校児童・生徒やその家族への支援」「子ども理解」延べ 84 人) 【児童生徒支援室】 学校園で幼児・児童・生徒の指導に活かせるよう、教職員を対象として、様々な人権教育研修を行った。					
延べ参加者数		H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	教育研修課	232 人	203 人	758 人	1,467 人	1,198 人
	児童生徒支援室	96 人	77 人	73 人	74 人	78 人

番号	8					
所管課	教育指導課、児童生徒支援室					
取り組み名	固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育活動					
アクションプログラムの 取り組み内容	学校での教科指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む。					
取り組み実績	【教育指導課】 各学校園の教科指導において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない姿勢を育む指導を行った。 【児童生徒支援室】 全小中学校に男女平等教育推進のための校内組織を設置している。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、進路指導、生徒指導等、学校教育活動全体を通じて、男女平等教育の推進を図った。男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず個々の違いを認め合い、自他共に尊重しながら問題を解決する力を身につける取り組みとして人権政策室と共催で「DV 予防教育プログラム」を実施。(6小学校)					

番号	9			
所管課	教職員課			
取り組み名	男女平等の視点に立った組織運営の推進			
アクションプログラムの取り組み内容	性別にとらわれない適材適所の人員配置を行うとともに、人材を育成し、管理職の資質向上を図る。			
取り組み実績	各校の実態と必要性に応えながら男女教員のバランスに留意し人事配置をした。			
	【26年度】			
		男性	女性	女性比率
	小学校	455人	808人	64.0%
	中学校	355人	354人	49.9%
	【27年度】			
		男性	女性	女性比率
	小学校	473人	819人	63.4%
	中学校	360人	346人	49.0%

番号	10			
所管課	社会教育課			
取り組み名	PTA活動における男女共同参画の促進			
アクションプログラムの取り組み内容	働く男女の保護者のPTA活動参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの観点からも男女共同参画の視点に立った活動が推進されるよう努める。			
取り組み実績	市の男女共同参画の推進への取り組みについては、枚方市PTA協議会に説明し、理解を求めた。			

基本方向（3）多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ① 子どもが、将来の目的意識を持ち、自らの人生において多様な選択を可能にする能力や主体的に進路を選択する能力を身につけることができるよう、学校園・家庭・地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を伸ばす教育・学習を推進します。
- ② 学校園・家庭・地域が連携し、性別にかかわらず子どもの基礎的な日常生活能力を育みます。
- ③ 国際社会における、男女共同参画に関する取り組みや多様な文化についての理解を促進します。

取り組みのまとめ	
学校園・家庭・地域が連携し、子どもが性別にかかわらず、自らの人生において多様な選択を可能にする能力を身につけることができるよう、個性を伸ばす教育に取り組んだ。	

番号	11			
所管課	児童生徒支援室			
取り組み名	職場体験学習			
アクションプログラムの取り組み内容	地域との連携のもと様々な職場体験学習を行い、生徒が性別にかかわらず将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。			
取り組み実績	生徒が性別にかかわらず、働くことの意義を考え、将来の夢や抱負を育むために全中学校で職場体験学習を実施した。			

番号	12			
所管課	社会教育課			
取り組み名	家庭教育支援事業			
アクションプログラムの取り組み内容	親のあり方や子育てについての講座や子育て中の親同士や先輩の親との交流が促進される講座などを開催し、家庭教育への支援を図る。			
取り組み実績	子育て応援・親学習講座、親を考えるセミナー、思春期セミナー、父親の家庭教育促進事業などを通して、全ての保護者が、子どもの成長を見守ることの大切さを伝えた。			

延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	97 人	125 人	177 人	263 人	257 人

番号	13				
所管課	子ども青少年課				
取り組み名	枚方子どもいきいき広場				
アクションプログラムの取り組み内容	これからの子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的に、地域団体や市民団体が、各小学校で主体的に取り組む児童健全育成事業に対して支援助成する。				
取り組み実績	45 小学校全てで実施され、男女の区別なく参加を受け入れた。				
延べ参加児童数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	49,150 人	58,447 人	59,385 人	59,719 人	60,984 人

番号	14				
所管課	教育指導課				
取り組み名	親子遊びの広場事業				
アクションプログラムの取り組み内容	生涯学習市民センターや、教育文化センターにおいて、公立幼稚園の教職員が、幼児の安全安心な遊び場の提供や、楽しい集いを企画し、保護者への子育てを支援するとともに親子の遊びを通じて子どもの成長を図る。また、公立幼稚園の教育内容についての情報提供をする。				
取り組み実績	市内 2 会場において実施した。				
親子延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	861 人	734 人	610 人	626 人	439 人

番号	15				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共同参画に関する国際理解と多文化理解の促進				
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画に関する国際的な状況や動向の情報収集を行い、情報誌等を活用し、わかりやすく情報発信するとともに、多文化理解の促進を図るための講座を開催する。				
取り組み実績	性別役割分担意識の解消に向け、国際的な状況を含めて理解を促進するため、インドの女性を主人公に、現在のインドの家族や女性の社会活躍について描いた映画「マダム・イン・ニューヨーク」(2 回上映・283 人)の上映会を開催したほか、性的マイノリティに対する理解を促進するため、アメリカでの実話をもとにした映画「チョコレートドーナツ」(2 回上映・175 人)の上映会を開催した。				

基本方向（４）情報活用における男女共同参画の推進

- ① メディア・リテラシー※の向上のため、講座等を開催するとともに、学校教育においても取り組みを推進します。
- ② 市の刊行物等の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

※新聞やテレビなどの内容を主体的、批判的に読み解く能力

取り組みのまとめ
ネットワークメディアの利用に対するリテラシー向上のため市民対象の講座を実施したほか、人権教育の取り組みを推進するための教職員研修を実施した。また、市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識を助長する表現を使用しないように注意するとともに、他機関から送付された掲示物等についても点検した。

番号	16
所管課	人権政策室、児童生徒支援室
取り組み名	メディア・リテラシーの啓発
アクションプログラムの 取り組み内容	メディア・リテラシーの向上を図るため、啓発講座を開催するとともに、学校において、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努める。
取り組み実績	【人権政策室】 DV 被害者支援対策事業として、女性を守るための講座「スマホやネットに潜む危険性～仕組みを知って被害を防ごう」(20人)において、ネット被害の実情について学び、メディア・リテラシー向上の必要性を伝えた。 【児童生徒支援室】 初任者研修や人権教育担当者研修等で、メディア・リテラシーの向上を図り、人権教育に関する情報を効果的に情報発信し、学校内において人権教育の取り組みを推進するように周知徹底した。

番号	17
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った表現の推進
アクションプログラムの 取り組み内容	ホームページやポスター、パンフレットなど、市が情報発信する場合、固定的な性別役割分担にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現を推進する。
取り組み実績	ホームページへの情報掲載やポスター、パンフレット、説明会資料などの配布物を作成する場合、内容に性差別や固定的な性別役割分担を助長する文章表現や写真、イラストなどを使用しないよう注意するとともに、各機関等から送付された掲示物や配布物についても点検した。

基本方向（５）外国籍市民等への生活関連情報の提供

- ① 日本語が不自由な外国籍市民および外国出身の市民のため、市民サービス情報を外国語に翻訳して提供することで、必要な市民サービスを選択し、利用できるよう支援します。

取り組みのまとめ
外国籍市民等に生活や男女共同参画に関する情報を提供するため、ホームページに自動翻訳機能を搭載するとともに、各種リーフレットの外国語版を配布した。また、各課窓口で外国籍市民等に対応する際、必要に応じて通訳ボランティアの派遣なども行っている。

番号	18
所管課	広報課、人権政策室、賑わい交流課
取り組み名	外国籍市民等への生活関連情報の提供
アクションプログラムの 取り組み内容	市民生活関連情報の外国語への翻訳、および利用支援を行う。
取り組み実績	【広報課】 「市ホームページ」については英語、中国語、韓国・朝鮮語の自動翻訳機能がある。また、賑わい交流課が中心となって作成している「外国人のための枚方生活ガイド」の校正作業にも関わった。 【人権政策室】 男女共生フロア・ウィルおよび関係機関の窓口で、DV 相談窓口等を案内する外国語版パンフレット（英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版）を配布した。 【賑わい交流課】 「外国人のための枚方生活ガイド」を英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の５ヶ国語で作成し、市民室や文化国際財団など外国籍市民が利用さ

	れる部署に設置配布している。また、学校等で母国語での会話や資料が必要な外国籍市民のために、通訳翻訳の依頼を受けている。
--	---

基本目標２ 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向（１）DVなどの暴力の防止

1. DVなどの暴力の防止に関する普及啓発(番号 19～23)

- ① DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの被害と加害の実態に対する理解を深めるよう啓発に取り組みます。
- ② 高校・大学など教育機関との連携による、デートDVの防止策に取り組みます。
- ③ 誰もが加害者や被害者にならないため、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ人権学習を推進します。
- ④ セクシュアル・ハラスメント対策については、市内の事業所で対応策の確立が可能となるように支援を行います。

2. 子どもに対する性暴力・性的虐待の防止(番号 24～26)

- ① 児童ポルノや児童買春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待を防止するための啓発に取り組みます。
- ② 子どもたちが、自分の身体と心を守り、万一被害にあった時には、一人で抱え込まず相談することができるよう教育・学習に取り組むとともに、子どもたちがひとりの人間として尊重され、安心して相談することができる環境づくりに取り組みます。

取り組みのまとめ	
男女共同参画社会の推進を阻害する大きな課題である DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待などの暴力防止のため、啓発講座やリーフレットの配布を行うとともに、暴力によらない人間関係づくりを進めるため、学校園において、人権教育や教職員研修などを通して取り組みを進めた。	

番号	19				
所管課	人権政策室				
取り組み名	DVなどの暴力の防止啓発講座等の開催				
アクションプログラムの取り組み内容	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクハラなどの暴力防止と被害者支援対策として、被害と加害の実態に対する理解を深めるため、講座の開催やリーフレットの配布等を行う。				
取り組み実績	DVの被害者も加害者も生みださないために、小学4年生を対象としたDV予防教育プログラム「わたしもぼくも☆みんな活き活き」(6校・387人)を実施。また、DV被害者を対象にしたDV被害から回復するための教育プログラム「わがままステーション」(6回・21人)を実施。女性に対する暴力をなくす運動週間事業として、映画「何を怖れる フェミニズムを生きた女たち」上映会 & 松井久子監督トークショー(2回上映・トークショー計216人)のほか、各種啓発講座(6回・281人)、職員対象DV被害者支援研修(38人)、教職員研修(157人)を開催するとともに、公的施設や市内各学校などに、リーフレットやカードを設置し、DV防止の啓発に努めた。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	404人	465人	433人	867人	1,100人

番号	20				
所管課	人権政策室				
取り組み名	デートDV防止啓発				
アクションプログラムの取り組み内容	市内高校、大学など教育機関、青少年育成団体との連携のもと、デートDV防止啓発、および相談窓口の周知を図るため、リーフレット、カード等を作成し配布する。				
取り組み実績	デートDV相談案内カードを作成し、市内高校、大学などの教育機関への配布を行った(作成枚数:13,000枚)。また、デートDV防止ハンドブック「あなたと私の心とからだを大切にするために」(2,000部)を作成し、市内中学校の授業等で活用していただけるよう検討し、新学期に依頼することとした。				

番号	21
所管課	児童生徒支援室
取り組み名	人権学習の推進
アクションプログラムの取り組み内容	人権に関する身近な課題解決を目指す取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、暴力によらない豊かな人間関係づくりを進めるため、学校園において、人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに教職員研修の充実を図る。
取り組み実績	「学校園の管理運営に関する指針」を示し、人権教育の取り組みの推進について周知した。また、全学校園で人権教育推進計画を策定し、教職員の指導力向上のための校内研修の充実を図った。

番号	22
所管課	人権政策室
取り組み名	市内事業所へのセクハラ対策支援
アクションプログラムの取り組み内容	DVDの貸し出しやリーフレットの配布、また事業所内の対応策の確立に向けた支援を行う。
取り組み実績	啓発用DVDを所蔵しており、市内事業所からの希望に応じて貸し出している。

番号	23
所管課	コンプライアンス推進課、児童生徒支援室
取り組み名	セクシュアル・ハラスメント防止対策(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	【コンプライアンス推進課】 セクハラについての意識啓発のため「セクハラ相談のしおり」を配布や掲示するとともに、「苦情相談制度」の周知を図る。 【児童生徒支援室】 学校園においては、セクハラ相談窓口を通じて、防止啓発を行う。
取り組み実績	【コンプライアンス推進課】 「セクハラ相談のしおり」の配布や掲示、グループウェアへの掲載により、セクハラ防止についての啓発および「苦情相談制度」の周知に努めた。「職場におけるハラスメントに関する職員アンケート」によって把握した職員の意識や職場の状況を踏まえ、職場における様々なハラスメントに対応する取組みの再構築を進めることとした。 【児童生徒支援室】 全学校園においてセクハラ相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒および保護者にセクハラ相談窓口の周知を図った。全学校園において、セクシュアル・ハラスメントの校内研修を行い、防止啓発に努めた。指導主事等によるスクールセクハラについての教職員研修を行った。

番号	24
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	児童虐待の防止啓発
アクションプログラムの取り組み内容	児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布や児童虐待防止ネットワーク事業において、市民向けの研修会を開催する。
取り組み実績	児童虐待防止推進月間(11月)において、市内全保育所(園)・幼稚園および市立小中学校で啓発ポスターの掲示や、オレンジリボンデザインしたマグネットシートを公用車に貼付して市民への啓発を図ったほか、穂谷川清掃工場「ごみ減量フェア」にて、児童虐待防止に関するリーフレットや布製オレンジリボン等を配布するキャンペーンを実施した(平成27(2015)年11月1日)。また、市民向けの講座を1回開催した(平成27(2015)年11月29日)。

番号	25				
所管課	児童生徒支援室				
取り組み名	教育相談の推進				
アクションプログラムの取り組み内容	・小中学校において、子ども達が自分自身を大切にする自尊感情や、豊かな人間関係づくりを育む教育をすすめる。 ・幼児・児童・生徒およびその保護者等からの電話および面談による教育相談の窓口を整備する。 ・小学校に、心の教室相談員、中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや課題の解決を図る。また、スクールカウンセラーが、中学校区の小学校においても相談活動を行う。				
取り組み実績	幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」の周知を行うとともに、教育文化センター内に教育相談員・メンタルヘルス相談員を配置し、電話および面談による相談体制の充実を図った。 全学校園にセクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、学校だより、全校集会、保護者説明会、懇談等で周知を図った。心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置により相談体制の充実を図った。				
教育安心ホットライン延べ相談者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	200 人	296 人	330 人	248 人	255 人

番号	26				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	家庭児童相談事業				
アクションプログラムの取り組み内容	18 歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー※などを行う。 ※子どもの基本的な自己表現である遊びを利用した心理療法				
取り組み実績	保護者へのカウンセリングや助言、子どもへのプレイセラピーや心理検査を実施するとともに、児童虐待の防止や対応を行った。				
延べ相談件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	15,054 件	15,631 件	13,753 件	17,781 件	20,183 件

基本方向（２）被害者に対する相談・支援対策の充実

1. 安心して相談できる体制の充実(番号 27～33)

- ① 被害者あるいは、被害者からの相談を受けた人への相談窓口や身近に暴力を見聞きした場合の対応方法などについての情報提供を充実します。
- ② 女性被害者にも、男性被害者にも相談しやすい相談窓口を整備します。その際には、高齢者および障害者・障害児のための相談窓口と連携を図ります。
- ③ 日本語が不自由な外国籍市民および外国出身の市民の相談体制を整備します。
- ④ 相談窓口や学校現場において、DV 加害者の追跡から DV 被害者を守るため、安全確保の取り組みを行います。

2. 緊急かつ安全な保護の実施(番号 34)

- ① 警察署をはじめとする関係行政機関との連携強化のもと、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

3. 自立への支援の充実(番号 35～36)

- ① 被害者のサポートが適切に行えるよう、また、二次加害を防止するため、関係行政機関職員に対して、被害者対応に関する研修等を充実します。
- ② 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係行政機関との連携のもと、心理的サポートや自立支援などに取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身の影響に配慮した心理的サポートに取り組みます。
- ③ 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの立場に立った支援に取り組みます。
- ④ 被害者およびその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から適正な取り扱いを徹底します。

4. 施策推進のための連携(番号 37)

- ① DV 相談・支援対策の実施にあたっては、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先し、関係行政機関およびNPOと適切な役割分担のもと連携を強化します。またその際には、児童虐待に関する相談支援対策との連携を図ります。

取り組みのまとめ	
平成 25(2013)年 4 月に開設した、DV 被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心に、DV 被害者支援に努めた。また、相談窓口周知のために、相談案内カードやリーフレットを、市の関係窓口、教育機関、病院、商業施設などに配置するとともに、性別や国籍を問わず安心して相談できる体制づくりに配慮した。DV 被害者支援を円滑に進めるために、外部機関および市内関係課で構成する「枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」を定期的に開催し、情報交換を行った。	

番号	27
所管課	人権政策室
取り組み名	相談機関等についての情報提供
アクションプログラムの取り組み内容	DV 被害者向けの相談機関の案内リーフレットおよび DV・デート DV 相談案内カードを作成し、公共施設に設置するとともに、人権擁護委員会や民生児童委員会、事業所、民間医療機関、市内高校、大学など教育機関との連携のもと配布し、相談窓口の周知を図る。また、ホームページや広報等への相談窓口の掲載により、広く市民に周知を図る。
取り組み実績	パンフレットや DV 相談案内カード・デート DV 相談案内カードを、公共施設をはじめ、人権擁護委員会、民生児童委員会、市内各医療機関や高校、大学などの教育機関、市内大型店舗(ビオルネ、京阪百貨店くずは店、アルブラザ枚方店)に配布した(パンフレット 1,500 冊/DV 相談案内カード 15,000 枚/デート DV 相談案内カード 13,000 枚/困ったときのダイヤル案内カード 16,000 枚)。また、啓発事業の開催時に、職員がミニ講座やパネル展示を行うなど、相談窓口の周知を図った。

番号	28
所管課	人権政策室
取り組み名	支援者の育成
アクションプログラムの取り組み内容	身近な人から DV 被害の相談を受けた際の対応方法等についての講座や研修会を開催する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV 被害者支援講演会「DV が心身に与える影響について」(38 人)を実施したほか、児童生徒支援室と共催で、教職員を対象とした研修『「わたしもぼくも☆みんな生き生き」互いの「こころ」と「からだ」を大切にするために』(157 人)を実施した。

番号	29
所管課	人権政策室
取り組み名	相談支援対策の充実
アクションプログラムの取り組み内容	大阪府女性相談センター、警察をはじめとする関係機関、および市の福祉部門を中心とする関係課で構成する「DV 関係機関連絡会議」を定期開催し情報の共有化を行うとともに、相談支援対策の充実を図る。
取り組み実績	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心に、潜在的被害者の救済にもつながるよう周知・啓発に取り組むとともに、府の配偶者暴力相談支援センターである府女性相談センター、枚方警察署、交野警察署、枚方寝屋川消防組合、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会などの外部機関および市内関係部課で構成する「ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」(25 機関)を開催し(3 回、研修 1 回)、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。

番号	30				
所管課	人権政策室				
取り組み名	男女共生フロア等における DV 相談				
アクションプログラムの取り組み内容	男女共生フロアにおいて、生き方相談(面接)や電話相談における女性カウンセラーによる心理的サポートや情報提供および弁護士相談、グループ相談を行い、エンパワメントを支援する。また、男性被害者の相談窓口を整備する。支援にあたっては、家庭児童相談所、高齢者、障害者・障害児の相談窓口はもとより DV 関係機関連絡会議の構成機関間の連携強化を図る。				
取り組み実績	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、男性も含め、電話相談 538 件、面接相談 627 件を受け付け、DV 被害者への支援を行った。支援にあたっては、DV 関係機関連絡会議の構成機関など庁内外との連携を図った。また、男女共生フロア相談事業として、生き方相談(376 件うち DV91 件)、電話相談(537 件うち DV7 件)における女性相談員によるサポートや情報提供、弁護士相談(111 件うち DV8 件)を行い、「ひらかた DV 相談室」と連携して支援を行った。また、「人権なんでも相談」に男性の DV 相談枠を設けて対応している(1 件)。				
延べ相談件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	469 件	603 件	1,212 件	1,226 件	1,272 件

番号	31				
所管課	広聴相談課、人権政策室、生活福祉室、障害福祉室、長寿社会推進室、子ども総合相談センター、病院総務課				
取り組み名	相談しやすい環境づくり				
アクションプログラムの取り組み内容	相談しやすい環境づくりのため、男女のケースワーカーや相談員を配置する。				
取り組み実績	【広聴相談課】 相談担当職員は、男性が 4 人で女性はいないが、DV 相談等は速やかに関係機関と連携を図り、必要に応じて女性職員が対応することとした。 【人権政策室】 女性のための各種相談(面接、電話、法律)は、女性の相談員 6 人および弁護士 3 人が交代で担当している。人権なんでも相談は、男性 2 人、女性 1 人の相談員が対応している(その中の男性相談については男性が対応)。配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」は女性相談員 3 人で対応している。 【生活福祉室】 女性ケースワーカーを 3 人増員(51 人中 22 人)し、引き続き相談しやすい環境づくりに配慮を行った。 【障害福祉室】 男性 1 人、女性 7 人のケースワーカーを配置するとともに、聴覚障害者に対する相談員として男性 1 人、女性 1 人を配置した。 【長寿社会推進室】 地域包括支援センターと連携し、DV 相談があったときに迅速な対応ができる環境と体制をとった。DV(虐待を含む)担当職員 4 人(うち女性職員 2 人)・地域包括支援センター(13 か所)相談員 87 人(うち女性担当者 68 人) 【子ども総合相談センター】 母子・父子自立支援員を 2 人配置し、DV 等の相談があった場合は適切に関係機関につないだ。DV 相談件数 4 件(うち離婚前相談 1 件) また、相談グループとして女性 7 人(臨床心理士)、虐待対応グループとして男性 4 人(事務職、教員)、女性 5 人(臨床心理士、保健師、保育士)を配置した。 【病院総務課】 医療相談・連携室における相談員に男性 2 人・女性 3 人を配置した。				

番号	32
所管課	人権政策室
取り組み名	相談案内等の外国語翻訳・通訳
アクションプログラムの取り組み内容	相談案内リーフレットやカードの外国語(6か国語)への翻訳を行い、相談窓口の周知を図る。 日本語での意思疎通が困難な外国籍市民や外国出身の市民が安心して相談することができるよう、必要に応じて通訳者を確保できる仕組みを作る。
取り組み実績	市内在住の外国人へのDV被害者支援対策として、外国人向けDV相談案内リーフレットをDV関係機関連絡会議構成機関等へ配布した(英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版、ポルトガル語版、フィリピン語版、スペイン語版)。外国語での相談については、賑わい交流課との連携や府外国人情報コーナーを活用して対応した。

番号	33
所管課	人権政策室
取り組み名	相談窓口の安全確保
アクションプログラムの取り組み内容	警察との連携のもと、各相談窓口において、DV被害者の安全確保を最優先とすることを徹底し支援にあたる。
取り組み実績	緊急時には迅速にDV被害者の安全を確保するため、枚方警察署および交野警察署との連携強化に努めた。

番号	34				
所管課	人権政策室				
取り組み名	緊急一時保護事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	DV 被害者に対して、早朝、夜間等の迅速な安全確保を行い、負担軽減を図るため、緊急一時保護を行う。また、府の一時保護施設までの交通費を所持していない場合、交通費の支援を行う。				
取り組み実績	緊急一時保護： 7 件				
延べ利用件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	7 件	5 件	15 件	9 件	7 件

番号	35
所管課	人権政策室
取り組み名	相談員、窓口職員研修
アクションプログラムの取り組み内容	DV被害者支援対応の研修をDV関係機関連絡会議構成員および関連職場の職員を対象に行う。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議構成員および市関係課職員を対象とし、DV被害者支援研修「DVが心身に与える影響について」(38人)を実施した。

番号	36
所管課	人権政策室、市民室
取り組み名	住民基本台帳事務における支援措置
アクションプログラムの取り組み内容	より適正な支援を行うため、職場研修を行うとともに、住民基本台帳を利用している関係課等の連携体制の強化を図る。
取り組み実績	【人権政策室】 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」において、住民基本台帳事務における支援措置について相談者への情報提供を行っている。また、枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議や日常業務における情報交換を通して、市民室との連携強化を図った。(住民基本台帳事務における支援措置の意見付与89件)

	【市民室】 全職員に制度の周知を行った。112 件(115 世帯 276 人分)の支援措置の申出を受け、庁内関係課、転出先および前住所地等の自治体住民基本台帳担当と綿密に連携し、申出者支援の立場に立ち相談支援を行った。
--	---

番号	37
所管課	人権政策室
取り組み名	関係機関との連携強化
アクションプログラムの取り組み内容	DV 関係機関連絡会議を中心に関係行政機関との連携強化を図るとともに、NPO と連携し、DV 被害者の早期の生活再建を図る。その際には、DV 被害者の人権の尊重と安全確保を最優先するとともに、児童虐待が複合する場合には、家庭児童相談所との連携を図る。
取り組み実績	府女性相談センター、枚方警察署、交野警察署などの外部機関および庁内関係部課で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を開催し(3 回、研修 1 回)、被害者支援に関する情報共有、連携強化を図った。 また、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待が複合する場合には、子ども総合相談センター、障害福祉室、長寿社会推進室との連携にも配慮した。また安全確保については、警察署と緊密に連携をとった。

基本目標 3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援

- ① 生涯を通じた健康保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- ② 安全な妊娠・出産、また、性感染症の予防などに関する正しい知識や情報提供を行うことにより、主体的に健康を保持できるように支援します。
- ③ 自殺予防の観点からストレスケアなどのメンタルヘルスに関する講座や情報提供などの取り組みを推進します。

取り組みのまとめ
講演会や出前講座を開催し、生涯を通じた健康保持増進のための啓発・情報提供を行い、正しい知識の普及に努めた。また、自殺予防の観点から、ゲートキーパーの養成にも取り組んだ。

番号	38				
所管課	保健センター				
取り組み名	健康づくり推進事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	第 2 次枚方市健康増進計画に基づき、枚方市健康づくり食生活改善協議会・枚方市健康リーダーとの共同による地区組織活動や講演会等の啓発事業を実施する。				
取り組み実績	健康づくりボランティア講座 215 人、地区組織活動参加者・健康リーダーフォローアップ研修参加者 8,487 人				
健康づくりボランティア講座・ 地区組織活動延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	4,428 人	4,472 人	5,181 人	5,204 人	8,702 人

番号	39				
所管課	保健センター				
取り組み名	健康教育事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	生涯を通じた健康に関する健康講座を開催する。市民が参加しやすいよう、市民ニーズに沿った講座の開催や地域依頼等の出前講座を行う。				
取り組み実績	健康講座(医師会:12回・606人/歯科医師会:3回・136人/薬剤師会:3回・116人/住民健診:27回・1,148人)、その他の健康講座(85回・1,905人)を実施した。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	8,123 人	4,024 人	4,107 人	4,928 人	3,911 人

番号	40				
所管課	保健センター				
取り組み名	各種健康診査の受診促進				
アクションプログラムの 取り組み内容	住民健康診査の際に保育を行うことなどにより若年層の受診を促進するとともに、PTA協議会と連携して女性のがんの健康講座を行って、受診を勧める。				
取り組み実績	住民健康診査/15歳から39歳の健康診査を受ける機会のない市民および医療保険に制度上加入できない市民等を対象に保健センターで実施。住民健康診査時に保育を継続する等引き続き母子保健事業を通じて、若年層への受診勧奨および健診予約を積極的に行った(1,148人)。 各種がん検診等/肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・肝炎ウイルスの検診を市内医療機関で実施。PTA協議会に対して女性のがんを含め、がん検診の受診勧奨を行った。また精度管理のためのマニュアル作成や、一部のがん検診では委員会を開催、検診精度の向上を図った。(肺がん検診:25,721人、胃がん検診:6,511人、大腸がん検診:25,706人、子宮頸がん検診:14,910人、乳がん検診:9,350人、前立腺がん検診:8,679人、肝炎ウイルス検診:457人)。				
検診受診率	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	乳がん 14.1% 子宮頸がん 22.1%	乳がん 16.9% 子宮頸がん 27.4%	乳がん 15.9% 子宮頸がん 25.0%	乳がん 17.2% 子宮頸がん 23.1%	乳がん 19.2% 子宮頸がん 23.3%

番号	41				
所管課	保健センター、病院総務課				
取り組み名	妊娠・出産に関する情報提供				
アクションプログラムの 取り組み内容	安全な妊娠・出産ができるように、マタニティスクールやマザーズクラスなどにおいて、家族計画や母体保護など、妊娠・出産に関する情報提供を行う。				
取り組み実績	【保健センター】 妊娠届時に「母子健康手帳」「母子健康手帳別冊(妊婦健康診査受診券等)」「すくすく子育て手帖」「マタニティマーク入りキーホルダー」を交付(妊娠届出数3,043人)。マタニティスクール(36回・884人)を実施し、ホームページや広報、メールマガジンを通じて情報提供を行った。 【病院総務課】 マザーズクラスを開催(12回・271人)。				

番号	42				
所管課	保健予防課、保健センター、病院総務課				
取り組み名	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発				
アクションプログラムの 取り組み内容	パンフレット・ポスター等の掲示により、情報提供を行う。				
取り組み実績	【保健予防課】				
	パンフレット、ポスターの掲示を所内および関係機関に依頼し情報提供を行った。				

	【保健センター】 パンフレット・ポスター等の掲示により、情報提供を行った。 【病院総務課】 各機関から送付されてくるパンフレット・ポスター等の掲示により、正しい知識の普及・啓発を行った。
--	---

番号	43				
所管課	保健センター、病院総務課				
取り組み名	妊産婦等女性の健康管理の支援				
アクションプログラムの取り組み内容	【病院総務課】女性が受診しやすいように各診療科において女性医師の確保に努めるとともに、女性医師による女性外来を実施する。 【保健センター】妊産婦健康診査費用の助成を行い、受診しやすい環境づくりに取り組む。				
取り組み実績	【保健センター】 妊娠届出時に、母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診券等を交付している。平成 25(2013)年度から妊婦一人当たりの助成総額を増額した(60,000 円→116,840 円)。(妊娠届出数:3,043 件・妊婦健康診査受診件数:36,585 件・妊産婦歯科健康診査受診件数:845 件) 【病院総務課】 女性医師は 20 人(平成 27(2015)年度末)。また、女性医師による女性外来では、思春期の悩みや相談、妊娠出産期の問題、乳がん、子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる分野の女性の病気を総合的に判断し、最善の治療に導くための初期診療を行っている(患者数 10 人)。				
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	93.3%	93.6%	95.1%	95.2%	95.1%

番号	44				
所管課	人権政策室				
取り組み名	メンタルヘルス講座の開催				
アクションプログラムの取り組み内容	固定的な性別役割分担意識によるストレスを踏まえて、メンタルヘルスに関する講座や情報提供を行う。				
取り組み実績	女性が社会や他者から期待される役割によるストレスを考慮し、呼吸法などのボディワークを通し、メンタルヘルスにも関わる講座「わたらしさを取り戻す身体と心のセルフケア～きれいな姿勢のウォーキングでストレス解消!」(36 人)を行った。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	20 人	48 人	54 人	44 人	36 人

番号	45				
所管課	保健予防課				
取り組み名	自殺防止事業の実施				
アクションプログラムの取り組み内容	専門の研修を修了した相談員による電話相談の実施、および自殺のサインに早期に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー※の養成、市民への情報提供と啓発を行う。 ※ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置づけられる。				
取り組み実績	電話相談「ひらかた いのちのホットライン」(157 日・705 件)を実施した。また、ゲートキーパー養成講座(3 回・149 人/対象:市職員、主任児童委員、関係機関・団体等)、自殺予防対策啓発 映画上映会(1 回・40 人)を開催した。				
ひらかたいのちのホットライン延べ相談件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	54 件	175 件	468 件	507 件	705 件

基本方向（２）男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

- ① 加齢や障害により介護が必要な方の身体機能やライフスタイル、意識等の男女の違いに配慮し、当事者およびその介護者への支援に取り組みます。
- ② 男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、障害の有無を問わず、それぞれのライフステージにおいて、自分らしい生き方が実現できるよう支援を行います。

取り組みのまとめ
性別や年齢、障害の有無を問わず、自分らしい生き方の実現に向けて、情報提供や相談体制の充実を図った。

番号	46				
所管課	長寿社会推進室				
取り組み名	介護に関する情報提供・相談の充実				
アクションプログラムの取り組み内容	地域包括支援センターにおいて、家事、介護が不慣れな男性介護者などにも配慮し、介護に関する情報提供や相談を行う。				
取り組み実績	地域包括支援センター13 か所において、介護に関する情報提供や相談を含む高齢者の全般的な相談対応体制の充実を図った。また、平成 26(2014)年度に引き続き、男性介護者等にも考慮した事業を実施した。(例 社協ふれあい 男性向けの料理教室(2 回・14 人))。				
地域包括支援センター延べ相談件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	16,415 件	21,581 件	25,666 件	24,091 件	21,121 件

番号	47				
所管課	子育て運営課、児童生徒支援室				
取り組み名	障害に関する相談機能の充実				
アクションプログラムの取り組み内容	公立保育所、通園施設での巡回相談や私立保育所での保育相談、学校での専門家による巡回相談や窓口相談において、一人ひとりの障害の状況や性別に応じた相談を行う。				
取り組み実績	【子育て運営課】 保育所(園)における巡回相談や保育相談、児童発達支援センターにおける発達相談では、性別に関わりなく、発達と障害の状況に応じた相談を行っている。また、できるだけ保護者が相談に来やすいように、保護者(父親・祖父母も含め)の勤務の都合に合わせて、相談日の日程や時間を設定している。 【児童生徒支援室】 小中学校 4 校に対し年間 5 回専門家を派遣し、教職員への指導助言等を行う等、支援教育の充実を図った。また、市内の公私立幼稚園へ相談員を派遣し、教職員や保護者に対して相談や指導・助言を行った。				

	教育文化センター内に教育相談員を配置し、幼児・児童・生徒およびその保護者等からの電話および面談による支援教育関係の教育相談を行った。
--	--

番号	48
所管課	長寿社会推進室、障害福祉室
取り組み名	高齢者・障害者へのサービス提供
アクションプログラムの取り組み内容	【長寿社会推進室】高齢者のライフスタイルや人生の中で培われてきた個々の意識や性別の違い、尊厳の保持に配慮したサービス提供に努める。 【障害福祉室】障害者の個々のニーズを把握の上、性別の違いや人権の視点を踏まえ、状態に応じた適切なサービス提供に努める。
取り組み実績	【長寿社会推進室】 在宅生活援助事業：介護保険制度において「非該当」とされた在宅のひとり暮らし等に対し、簡易な家事援助を実施(2人)。介護保険制度において要支援要介護認定をうけ、訪問介護サービスの対象にならない簡易な家事援助を実施(163人)。 【障害福祉室】 ケースワーカー：男性1人、女性7人 聴覚障害者に対する相談員：男性1人、女性1人

番号	49				
所管課	長寿社会推進室				
取り組み名	高齢者の健康維持増進の支援				
アクションプログラムの 取り組み内容	高齢者健康づくりプロジェクトを中心に、自己の健康づくりだけではなく、地域全体の健康づくりを支える力として活動できるよう、多様な事業展開を行う。				
取り組み実績	市が直接実施する事業だけでなく、地域包括支援センターや枚方体育協会等への委託を実施することで地域における健康づくりの事業展開の充実を図った。				
介護予防普及啓発事業 延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	13,103 人	12,401 人	13,785 人	14,180 人	14,745 人

番号	50
所管課	障害福祉室
取り組み名	障害者の在宅福祉支援
アクションプログラムの取り組み内容	市内 6 か所の地域活動支援センターで障害者やその家族の地域生活を支援するために、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。
取り組み実績	障害者相談件数：11,500 件/講習会等参加人数：延べ 38,303 人

基本方向（3）ひとり親家庭等への支援

- ① 母子、父子の家庭を問わず、ひとり親が子育てしながら働けるように、就労支援や育児支援、働きやすい職場環境の促進に取り組めます。
- ② 経済的に困難なひとり親家庭等において、子どもの教育や進学などについての経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ③ ひとり親が定期的に集い、交流や情報交換を行えるよう支援します。

取り組みのまとめ
ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員による各種相談、保育所入所の配慮、医療費助成、就学援助等の事業を実施し、制度の周知にも努めた。また、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、定例講座を開催した。

番号	51
所管課	保育幼稚園課
取り組み名	保育所入所の配慮
アクションプログラムの 取り組み内容	就労しているひとり親には、選考基準の入所点数を高くするとともに、月途中の入所を受け入れる。
取り組み実績	平成27(2015)年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて制定した「枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則」において、就労しているひとり親家庭に対し利用調整基準の調整点数を加点するよう規定し、規定どおり実施した。

番号	52
所管課	子ども総合相談センター
取り組み名	自立支援プログラムの策定
アクションプログラムの 取り組み内容	ハローワークと連携して、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立に向けたプログラムを策定しきめ細かな支援に取り組む。
取り組み実績	プログラム策定の申請0件

番号	53				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭の生活支援				
アクションプログラムの 取り組み内容	・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の各種相談、支援サービスの情報提供を行う。 ・父子家庭の父が不在等のため、育児等日常生活に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、日常生活、特に家事・育児に対する援助を行う。 ・母子家庭の母や寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。				
取り組み実績	母子・父子自立支援員による各種相談件数:715 件(21)／内訳:生活一般 209 件(11)、 児童 1 件(0)、 生活援護 486 件(10)、 その他 19 件(0) ※()内は父子家庭の相談件数(内数)				
ひとり親家庭登録世帯 ※H25(2013)年度までは父子家庭のみ。	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	父子 2 世帯 母子 -	父子 1 世帯 母子 -	父子 1 世帯 母子 -	父子 2 世帯 母子 4 世帯	父子 1 世帯 母子 4 世帯

番号	54
所管課	医療助成課
取り組み名	ひとり親家庭医療費助成の実施
アクションプログラムの 取り組み内容	ひとり親家庭等の18歳に達した最初の3月31日までの子がいるひとり親家庭に、医療費の一部を助成する。
取り組み実績	引き続き、各医療助成対象者への助成を行った。 ひとり親家庭医療 252,059千円(対象者 8,179人) (参考: 子ども医療 975,831千円(対象者 54,485人))

番号	55				
所管課	年金児童手当課				
取り組み名	児童扶養手当の支給				
アクションプログラムの取り組み内容	18歳に達した最初の3月31日までの児童を監護している母、父又は養育者に児童扶養手当を支給する。 福祉関係課との連携のもと制度の周知を図る。				
取り組み実績	ホームページに制度について掲載し、市民に制度周知を行った。				
受給者数 ※()内は父子家庭(内数)	H23(2011)年度 3,927 人 (213 人)	H24(2012)年度 3,901 人 (217 人)	H25(2013)年度 3,807 人 (217 人)	H26(2014)年度 3,672 人 (218 人)	H27(2015)年度 3,544 人 (208 人)

番号	56				
所管課	学務課、保育幼稚園課				
取り組み名	子どもの教育・進学援助の実施				
アクションプログラムの取り組み内容	経済的理由によって就学が困難な家庭に、小・中学生就学援助や幼稚園就園奨励費補助等の支援を行う。				
取り組み実績	【学務課】就学援助費事業、支援学級等就学奨励費事業、奨学金事業、交通災害遺児奨学金事業を行った。 【保育幼稚園課】私立幼稚園に対して幼稚園就園奨励費補助事業を行った。				

番号	57				
所管課	人権政策室				
取り組み名	ひとり親の情報交換・交流支援				
アクションプログラムの取り組み内容	シングルマザー同士が集い、情報交換や交流を行う場を男女共生フロアなどで月1回程度設ける。				
取り組み実績	シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、定例講座を実施した。シングルマザーのお気軽サロン「ゆっくりおしゃべりしませんか」(計10回・36人・保育30人)				
延べ参加者数	H23(2011)年度 42 人	H24(2012)年度 36 人	H25(2013)年度 44 人	H26(2014)年度 46 人	H27(2015)年度 36 人

基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向(1) 安心して子育てや介護ができるための支援

- ① 低年齢児保育、延長保育、特定保育、一時預かりなどの保育所サービスや留守家庭児童会事業など、子どもを健やかに生み育てることと仕事との両立を図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組みます。また、新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業等を通じて、出産直後の育児不安の解消や子育て支援に努めます。
- ② 子育てに伴う負担感、不安感を軽減するため、育児の相互扶助活動の充実や地域子育て支援拠点施設の増設など地域での相談・支援体制を充実します。
- ③ 妊娠期から出産・育児の情報提供を行うことにより、出産・育児に対する不安を解消するとともに、当事者同士の交流を図るための取り組みを行います。
- ④ 介護に不安や悩みを持つ家族への支援として、家族介護教室の開催や介護者同士の交流を図るための取り組みを行います。

取り組みのまとめ
男女がともに子育てに参加し、仕事の両立を図れるよう、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会室などの事業を継続的に実施するとともに、保育所待機児童数減少に向けて取り組みを推進し、マタニティスクール等を通じ、男性の育児参加を支援している。また、男性介護者の増加を踏まえ、家族介護教室や家族介護者交流事業を通して、介護者への支援を行っている。

番号	58				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	保育サービス(低年齢児保育・延長保育・一時預かり)				
アクションプログラムの 取り組み内容	仕事と子育ての両立を支援するため、低年齢児保育では、0 歳児から 2 歳児までの定員枠を拡大、また、延長保育では、勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、延長保育の充実を図る。				
取り組み実績	利用した児童の延べ人数:低年齢児保育(0～2 歳児) 公立 6,718 人、私立 31,166 人 計 37,884 人、延長保育 公立 54,144 人、私立 230,954 人 計 285,098 人				
保育所待機児童数・ 4 月 1 日現在	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	48 人	32 人	8 人	0 人	36 人

番号	59				
所管課	放課後子ども課				
取り組み名	留守家庭児童会室事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資するため、市内 45 小学校で実施する。				
取り組み実績	各児童会室の基本定員は概ね 40 人であるが、待機児童解消のため臨時定員制度を実施。国庫補助金交付要件の基準開室日数、年 250 日を踏まえて 9 日間の臨時開室を実施。平成 23(2011)年度に開始した障害のある 5・6 年生の受入れを市内 4 か所で継続実施した。				
受け入れ児童数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	3,125 人 (受入率 99.87%)	3,028 人 (受入率 99.80%)	3,109 人 (受入率 99.87%)	3,314 人 (受入率 99.91%)	3,588 人 (受入率 99.50%)

番号	60				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	こんにちは赤ちゃん事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	赤ちゃんが 4 か月を迎えるまでに各家庭を訪問し、子育て支援サービスの情報提供を行う。				
取り組み実績	訪問対象家庭 2,224 世帯(保健センターによる新生児家庭訪問の実施家庭を除く)に対して、訪問を実施した。				

番号	61				
所管課	子育て事業課				
取り組み名	ファミリー・サポート・センター事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座を実施するなど活動しやすい体制を作る。				
取り組み実績	会員登録希望者に向けての出前による初回講習会、個別の初回講習会の実施、および既存の会員と一般の子育て中の市民に向けてのフォローアップ講座を実施した(初回講習 144 回・フォローアップ講座 1 回／依頼会員 1,441 人・提供会員 265 人・両方会員 103 人)。				
相互活動件数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	2,678 件	2,253 件	1,870 件	2,978 件	3,718 件

番号	62
所管課	子育て事業課
取り組み名	地域子育て支援拠点事業
アクションプログラムの 取り組み内容	広場さぶり、ファミリーポートひらかた、公私立保育所(園)6園で実施している地域子育て支援拠点事業を、4エリアに4か所ずつに増やす。
取り組み実績	10月にオープンしたくずは光の子保育園分園をはじめ、公私立保育所(園)、広場さぶりなど、計13か所で地域子育て支援拠点事業を実施した。広場さぶりについては、ファミリーサポートセンター事業と合わせて委託による運営を行っており、平成28(2016)年度からの3年間の業務を委託する委託先を選定した。

番号	63				
所管課	保健センター				
取り組み名	母子保健事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	母子訪問指導事業や母子健康教育事業、母子健康相談事業を実施し、妊産婦および乳幼児の保護者の疾病の予防や健康保持、育児不安の解消に努めるとともに、マタニティスクール等を通じ男性パートナーの育児参加を支援する。				
取り組み実績	母子訪問指導事業(委託助産師による訪問と保健センター保健師等による訪問: 訪問数 6,034 人) 母子健康教育事業(マタニティスクール:36 回・ 884 人／離乳食・幼児食講習会: 42 回・886 人／子育て講演会:4 回・146 人) 母子健康相談事業(子育てコール:2,040 人／乳幼児健康相談:77 回・4,654 人／ 個別相談:243 回・1,656 人) 乳幼児健康診査等事後指導事業「親子教室」(通室児数 216 人) 産後ケア事業(ショートステイ 97 泊、デイサービス 37 日、利用者実数 40 人)				
マタニティスクール延 べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	1,262 人	1,061 人	1,066 人	952 人	884 人

番号	64
所管課	健康総務課
取り組み名	北河内夜間救急センター運営事業
アクションプログラムの 取り組み内容	夜間の子どもの急病に対応する北河内夜間救急センターの運営により、子育てにおける不安解消を図る。
取り組み実績	一般の診療機関が診療を行っていない午後9時～午前6時に、小児救急にかかる診療を毎日、実施した。

番号	65
所管課	子育て事業課
取り組み名	子育てサークルの地域ネットワーク支援
アクションプログラムの 取り組み内容	地域の子育てサークルに関する情報について、ホームページなどにより市民への情報提供を行う。また、子育てサークル同士の交流を深めるため、サークルリーダーによる情報交換の場を設定する。
取り組み実績	地域子育て支援拠点である「すこやか広場きょうぶん」において、同意を得たサークルについて、サークル情報の収集や公開を行った。子育てサークル同士の交流を深めるため、サークルリーダーによる情報交換の場の設定に努めた。

番号	66				
所管課	長寿社会推進室				
取り組み名	家族介護支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	男性介護者が増加していることを踏まえ、在宅介護を行っている家族等に対し、介護方法や介護者の健康づくり等について講座の開催、介護者間の情報交換やリフレッシュを図るための日帰り旅行の実施など、介護者への支援を行う。				
取り組み実績	介護している家族に対し「家族介護教室」を開催。「認知症の人によりそうダンスコミュニケーション」(7人)、「家族だけががんばらないで！作業療法士に学ぶ認知症等高齢者の在宅介護教室」(6人)、家族介護者交流事業(15人)を開催した。				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	60 人	39 人	43 人	40 人	28 人

基本方向（２）就業・起業・再就業したい人への支援

- ① 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、能力を発揮し、幅広い職種に就業・起業できるよう、また、働き続けられるよう、パソコン講座などの職業能力開発の支援や相談、情報提供体制を充実します。
- ② 母子家庭の母が自らの能力を生かして、自立可能な収入の確保ができるよう、就業を目指した教育訓練や資格取得のための支援、相談・情報提供などの就業支援に取り組みます。

取り組みのまとめ	
性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業、能力開発講座などを実施した。また、ひとり親家庭の父母が自らの能力を生かして自立可能な収入の確保ができるよう、ひとり親家庭自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業など、就業支援に取り組んだ。	

番号	67				
所管課	商工振興課				
取り組み名	創業支援				
アクションプログラムの取り組み内容	地域活性化支援センターで、新しい発想やアイデアで起業しようとする人、新事業分野や地域の課題をビジネスで挑戦しようとする人に対して、事業計画の立て方や、資金調達、販路開拓など、さまざまなアドバイスを行う。				
取り組み実績	きらら創業実践塾（創業希望者や第二創業をめざす事業者等を対象とし、経営に必要な知識の習得をする通年講座）：197 人、ひらかたビジネスカフェ（市内で創業をめざす人々が創業について学び交流するセミナー）：170 人				
延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	241 人	350 人	210 人	312 人	367 人

番号	68				
所管課	商工振興課				
取り組み名	地域就労支援事業				
アクションプログラムの取り組み内容	NPO 法人枚方人権まちづくり協会内に地域就労支援センターを設置し、地域就労コーディネーターが、就労困難者の相談を受け、諸制度や研修・講習会等の情報提供を行う。また、スキルを身に付けるためパソコン等の能力開発講座を実施する。				
取り組み実績	就労相談：263 件／パソコン講習会：事前研修 27 人・ワードコース 26 人・エクセルコース 26 人／就労支援セミナー：23 人／調剤薬局事務講座：38 人／介護職員初任者研修：18 人 枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会就労相談：1 人				
相談者のうち就労に結びついた人数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	25 人	28 人	31 人	27 人	26 人

番号	69				
所管課	人権政策室				
取り組み名	就労支援講座				
アクションプログラムの 取り組み内容	男女共生フロアで、これから働きたい女性やシングルマザーが、幅広い職種に就けるよう、多様な講座を開催する。				
取り組み実績	これから働きたい女性を対象に、大阪府総合労働事務所と共催し、「知っておきたい！女性のための労働法・社会保険の基礎知識」(30 人)、「女性職員が活躍できる職場づくり及びその取組みについて」(30 人)を開催した。また、再就職を考えている女性を対象に、ドーン財団と共催し、「再就職を目指すあなたへ～仕事と子育ての両立について考える～」(7 人)、「再就職を目指すあなたへ～賢い就職活動の方法を学ぶ～」(16 人)を開催した。				
就労講座延べ参加者数	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	48 人	102 人	48 人	73 人	83 人

番号	70				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	就業支援として、雇用保険制度などの指定した講座を受講し、修了した後に受講料の 2 割(上限 10 万円)を給付する。				
取り組み実績	給付対象者の指定講座： 介護福祉士実務者研修 (1 人)				
給付実績	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	4 人	6 人	4 人	1 人	1 人

番号	71				
所管課	子ども総合相談センター				
取り組み名	ひとり親家庭高等職業訓練促進費給付金事業				
アクションプログラムの 取り組み内容	看護師・保育士等の資格取得のため、2 年以上養成機関での修業を要する場合、修業期間について、給付金を支給する。				
取り組み実績	高等職業訓練促進給付金 支給件数 13 件 支給延べ月数 136 月 高等職業訓練修了支援給付金 7 件				
給付実績	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	39 人	40 人	36 人	23 人	13 人

基本方向（３）雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

- ① 男女雇用機会均等法の履行はもとより、男女間の管理職の比率格差の是正、賃金格差の解消や、妊娠中や出産後も安心して働くことができる雇用環境を目指した取り組みを進めます。
- ② 非正規労働者の処遇・労働条件などに関する法令の周知に取り組みます。

基本方向（４）働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

- ① 男女がともに育児と介護を担いながら仕事を継続していくことができるよう、育児・介護休業の取得や職場復帰しやすい環境の整備を促進します。
- ② 性別にかかわらず、仕事と家庭生活との両立を図り、地域社会にも参加することができる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための啓発などに取り組みます。

取り組みのまとめ
リーフレットの配布等を通して、事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、職員の子育てや介護と仕事の両立を推進するため、育児・介護休暇の周知を図った。

番号	72
所管課	人権政策室
取り組み名	制度の周知・啓発
アクションプログラムの取り組み内容	枚方事業所人権推進連絡会を中心として、広く市内事業所との連携のもと、男女雇用機会均等法や育児介護休業法、パートタイム労働法等の関係法令、またポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランス等について、リーフレット等を活用し、事業所および市民への周知・啓発を行う。
取り組み実績	枚方事業所人権推進連絡会(133 か所)に対し、制度の周知・啓発を図るための情報提供を行った。市民への啓発については、ワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを各種講座で配布したほか、ウィル・フェスタにおいて、ワーク・ライフ・バランスパネル展を開催した。

番号	73
所管課	職員課
取り組み名	制度の周知・啓発(庁内)
アクションプログラムの取り組み内容	子育て支援のためのハンドブックをベガサスシステム(職員用パソコンネットワークシステム)に掲示し、男性職員においても、育児・介護休業が取得できることの周知を行う。また、「枚方市特定事業主行動計画」に基づき、作業部会において職員が子育てと仕事の両立ができるよう取り組む。
取り組み実績	ワーク・ライフ・バランスの観点から、水曜日の「ノー残業デー」徹底に向け、平成27(2015)年9月より「ノー残業デー実施シート」を活用した新たな取り組みを開始した。また、庁内報「ワーク・ライフ・バランス通信」において、男性職員が取得できる子育て目的の休暇・休業制度の特集や、育児休業を取得した男性職員の配偶者からの視点について感想記事の掲載を行った。

基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向(1) 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

- ① 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については目標を 35%とし、全体平均比率ではなく、すべての審議会等で達成できるように取り組みます。
- ② 市の職員の採用については、性別によることなく能力等の実証に基づき行うとともに、市職員の男女別構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に積極的に取り組みます。
- ③ 市や教育機関等における管理職に占める女性職員数の比率の上昇を図ります。
- ④ 政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実します。

取り組みのまとめ
女性委員比率が 35%以上の審議会の割合は 52.5%と昨年度より増加し、市の管理職に占める女性職員数の比率も増加した。委員の選定時の配慮や、能力開発に向けた研修の実施等にさらに努め、男女共同参画を促進する。

番号	74				
所管課	全課				
取り組み名	審議会の女性委員数比率の向上				
アクションプログラムの取り組み内容	すべての審議会で女性委員比率が 35%以上になるように取り組む。				
取り組み実績	法令等により設置された審議会を所管する課において、目標達成に努めた。各団体に委員推薦の依頼文を送付する際に男女共同参画の観点から女性の推薦に配慮することを明記したり、2 人の委員を公募する場合に原則として男女 1 人ずつとする規定を設けるなどの取り組みにより、女性委員比率が向上した審議会があった。その結果、前年度と比較して 2.5 ポイント増加した。				
女性比率 35%達成率 (全体の女性委員比率)※年度末現在	H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	51.5% (全体 37.7%)	53.8% (全体 35.8%)	49.0% (全体 35.2%)	50.0% (全体 34.2%)	52.5% (全体 35.5%)
備考	審議会等数 61(委員委嘱のない審議会等は除く)のうち女性委員比率が 35%以上の数 32(全委員 768 人のうち女性委員 273 人)				

番号	75				
所管課	人事課				
取り組み名	職員の能力開発				
アクションプログラムの取り組み内容	市職員の男女別構成のバランスを図るために、職域の拡大、能力開発に取り組む。				
取り組み実績	男女問わず各ステージでの能力開発のため、各種研修を実施した。				

番号	76					
所管課	人事課、教職員課					
取り組み名	管理職に占める女性職員数の比率の向上					
アクションプログラムの 取り組み内容	【人事課】庁内においては、「枚方市職員定数基本方針」に基づき、女性職員の管理職への登用拡大を図る。 【教職員課】教育委員会においても、管理職の女性職員比率を向上させる。					
取り組み実績	【人事課】 平成 27(2015)年度に 24%という目標の達成に向けて、女性職員の登用拡大に努めた(平成 27(2015)年度 4 月 1 日時点女性比率:21.7%)(施策評価より) 【教職員課】 平成 27(2015)年度教職員の人事異動において、女性管理職としては小学校の校長に 1 人、教頭に 2 人、中学校の教頭に 1 人任用された。その結果、小中学校における女性管理職数は、小学校 45 校中、校長 9 人・教頭 12 人、中学校 19 校中、校長 1 人・教頭 2 人となった。					
管理職の女性比率		H23(2011)年度	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度
	人事課	19.7%	20.3%	19.8%	20.6%	21.7%
	教職員課	18.4%	20.7%	22.4%	23.0%	22.6%

番号	77
所管課	人事課
取り組み名	各種職員研修の充実
アクションプログラムの取り組み内容	政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するため、市職員への専門的な能力・多様な知識の習得・向上を図る各種研修を充実する。
取り組み実績	施策等の決定過程における女性職員の参加を促進するために必要な能力は多岐にわたるため、様々な目的を持った各種職員研修を実施した。

基本方向（２）男女共同参画の視点に立った施策展開

- ① 施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行います。
- ② 取り組みの具体化にあたっては、男女共同参画の視点に立った企画・運用を行い、効率的・効果的な展開を図ります。

取り組みのまとめ	
男女共同参画の推進および浸透を図るために、各課の男女共同参画担当者への研修を行った。また、各課において、男女共同参画の視点から、事務事業について点検を行った。	

番号	78
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画推進担当者への研修
アクションプログラムの取り組み内容	各課配置の男女共同参画推進担当者への研修を行い、各職場における男女共同参画の推進および浸透を図る。
取り組み実績	人事課と共催し、男女共同参画推進担当幹事および担当者への研修を実施した。テーマ：「五感で伝えるジェンダー平等～中学校での生徒指導実践例と市民アンケート調査結果から～」(99人)

番号	79
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点による施策確認
アクションプログラムの取り組み内容	・施策の策定・実施に際して、性別により違いがあるものについては、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行う。 ・各種申請書、証明書等の様式を作成する際に、不必要な性別欄を設けない。
取り組み実績	各課において、施策の策定や実施に際して、性別により違いがあるものについて、男女共同参画の視点から適正であるかの確認を行った。また、各種申請書や証明書等の様式を作成する際に、性別欄が必要であるかどうかの確認や、市民への配布物(チラシ、パンフレット)については、固定的な役割分担を意識させる内容になっていないかなどの点検を行った。

番号	80
所管課	全課
取り組み名	男女共同参画の視点に立った企画・運用
アクションプログラムの取り組み内容	事業の企画に男女がともに携わったり運用に際し男女双方が利用しやすい、またその効果がどちらかに偏っていないか等、男女共同参画の視点に立ち実施する。
取り組み実績	事業の企画、実施に男性職員・女性職員がともに携わることによって、単身・共働き・ひとり親など、さまざまな生活形態を含めて、性別にかかわらず、誰もが利用しやすく、その効果がどちらかに偏ることのないよう配慮した。性別を限定して事業を企画、実施する場合には、性別による役割や立場などの不均衡を解消するという意図が活かされているかを十分に検討した。また、事業の内容によって、実施曜日や時間帯を考慮し、保育サービスを実施した。

基本方向（３）関係機関・市民団体等との連携強化

- ① 男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を深めた取り組みを進めます。

取り組みのまとめ
近隣自治体、大阪府、市民団体等との連携を図り、各施策のより効果的な推進に努めた。

番号	81
所管課	人権政策室
取り組み名	関係機関・市民団体等との連携強化
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画を推進する施策をより効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化して取り組みを具体化する。
取り組み実績	枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議実務担当者会議(3 回、研修 1 回)、中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会(加盟 10 市・1 回)、京阪奈 DV 被害者支援連絡会(加盟 6 市・1 回)、大阪府内女性施設連絡会(加盟 16 市・1 回)を開催、参加し、施策ごとに近隣市の関係機関や部署との連携を図った。また、市民団体参加の実行委員会形式でウィル・フェスタ(1,094 人)を開催するとともに、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターに委託し、男女共同参画社会づくり支援講座において、講演会(1 回・90 人)、市民団体による男女共同参画講座等(5 回・226 人)を実施した。

基本方向（４）市民参加による外部評価と計画の進行管理

- ① 男女共同参画計画の進捗状況の公表にあたっては、市民にわかりやすく行うとともに、市民がその結果に対し、評価を行いやすいよう工夫します。

取り組みのまとめ
市民にわかりやすい進行管理を行うため、市の「施策評価」を基本に行い、取り組み状況を公開した。

番号	82
所管課	人権政策室
取り組み名	計画の進捗状況の公表
アクションプログラムの取り組み内容	年度ごとに進捗状況を公表する際には、市民が評価を行いやすいように工夫する。
取り組み実績	第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況をホームページ、行政資料コーナー、男女共生フロア・ウィルで公表し、市民へ情報提供した。

基本方向（５）推進のための拠点施設機能の充実

- ① 男女共生フロアにおいて、DV をはじめとした人権や悩みに対する相談、自助グループの形成など具体的な活動につながるような啓発・学習・情報提供、交流機会の提供などの取り組みを充実します。
- ② 市のあらゆる施策に対して、男女共同参画の視点から、総合調整の役割を果たすため、関係機関と連携しながら機能強化を図ります。

取り組みのまとめ
DV 被害者支援の専門相談窓口である配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を平成 25(2013)年 4 月に開設し、DV 相談窓口の充実を図り、DV 被害者支援に努めた。また、男女共同参画推進拠点施設である男女共生フロア・ウィルにおいて、相談・啓発事業などを通して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進を図った。

番号	83
所管課	人権政策室
取り組み名	DV 相談の充実
アクションプログラムの取り組み内容	DV 関係機関連絡会議を中心に関係機関と連携しながら、DV に関する情報提供や相談対応を充実する。
取り組み実績	DV 被害者支援の専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心に、府女性相談センター、枚方警察署、交野警察署、枚方人権まちづくり協会などの外部機関および市内関係部課で構成する枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議(3 回、研修 1 回)を開催するなど、被害者支援に関する情報共有、連携強化を通して DV 被害者支援体制の充実を図った。

番号	84
所管課	人権政策室
取り組み名	男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの充実
アクションプログラムの取り組み内容	DV 等の相談や男女共同参画啓発、DV 防止啓発、また自助グループの形成や情報交換、交流などの拠点施設として十分に機能するよう取り組みの充実を図る。
取り組み実績	男女共生フロア・ウィルを拠点とした相談事業、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間事業、各種啓発講座、ウィル・フェスタ、登録団体制度などを通して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進した。DV 相談については、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において、市民に身近な専門窓口として被害者支援にあたっている。

番号	85
所管課	人権政策室
取り組み名	施策の男女共同参画の視点からの総合調整
アクションプログラムの取り組み内容	男女共同参画に関する施策への意見の対応等をとおして、男女共同参画の視点から検証し必要に応じて総合調整を行う。
取り組み実績	第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況の確認を全課に依頼し、男女共同参画の視点の各施策への反映を図った。

基本方向（6）苦情処理・人権侵害相談体制の充実

- ① 男女共同参画に関わる施策への意見の申出や性別を理由とする人権侵害等の相談について、安心して気軽に申出・相談できる環境を整えます。あわせて、必要な支援に取り組みます。
- ② リーフレットなどによって、男女共同参画に関わる施策への意見の申出方法や性別を理由とする人権侵害等の相談体制について周知します。

取り組みのまとめ	
男女共同参画に関する意見・相談等の申し出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図っている。	

番号	86
所管課	人権政策室
取り組み名	苦情処理・人権侵害等の相談体制の充実
アクションプログラムの取り組み内容	・安心して気軽に申出・相談ができる相談窓口を整備し、必要な支援のための関係機関との連携の仕組みを構築する。 ・PRリーフレットを講座開催時に配布したり、各公共施設等に設置し周知を図る。
取り組み実績	男女共同参画に関する意見・相談等の申し出制度において、男女共同参画推進施策などについての意見・苦情等と、性別を理由とする人権侵害などの相談体制を整備し、ホームページで周知を図った。

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

枚方市男女共同参画推進審議会の意見

平成 27（2015）年度第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの進捗状況について、枚方市男女共同参画推進審議会の意見を取りまとめたものです。

基本目標 1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

基本方向（1） 男女共同参画に関する理解の促進

基本方向（2） 男女平等を推進する教育・学習の推進

基本方向（3） 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

基本方向（4） 情報活用における男女共同参画の推進

基本方向（5） 外国籍市民等への生活関連情報の提供

審議会の意見

基本方向（1）

・社会の情勢がそれほど変化していないのに、平成 26 年度のアンケート調査で「社会全体として男女が平等だと思う人」の割合が、平成 24 年度の調査から大きく減少したのは、「男女が平等でないという認識が広まった」という意味で、男女共同参画への理解が進んだことによる意識の変化とも考えられる。

しかし、「社会全体で男女が平等と思う人の割合」が 14.2%は、あまりにも低いと思う。枚方市としてさまざまな啓発事業や取り組みをしてきたはずなのに、実態として平等と思う人の割合が増えていないことについて、非常に重く受けとめる必要がある。

基本目標 2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

基本方向（1） DV などの暴力の防止

基本方向（2） 被害者に対する相談・支援対策の充実

審議会の意見

基本方向（1）

・平成 26 年度のアンケート調査で「過去 1 年間に DV 被害を経験した人」の割合が、平成 24 年度の調査より増加したのは、DV に関する認識や正しい理解が広まってきたことの一つの結果といえるが、被害を受けている実態を示す重いデータだ。今後、DV 被害者はどうしたら減らせるかとか、さまざまな性被害を受けた場合にどういうふうに相談、救済、支援ができるか、問われていくと考える。

基本方向（2）

・DV を見て育った子どもの心の傷は大人になっても残り、根深い。また、面前 DV は児童虐待にあたることから、DV における子どもへの支援は重要である。

基本目標３ 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

基本方向（１） 生涯を通じた男女の健康支援

基本方向（２） 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者等への支援

基本方向（３） ひとり親家庭等への支援

審議会の意見

基本方向（１）

- ・「妊娠 11 週以下での妊娠の届出率」は、５年間でやや上昇したが、いまだに５％の人が届出していないことは大きな問題。たとえばその中で望まない妊娠だとか、妊娠したことを誰にも相談できない中で、児童虐待につながりかねないケースもあろう。市ではさまざまな取り組みをしておられるが、どうしたら妊娠したということを誰もが安心して届け出ることができるか、引き続き次の大きな課題である。
- ・性的マイノリティの人は、検診受診にも困難を要する場合がある。

基本方向（３）

- ・父子家庭の貧困も課題になっている。施策番号 53 の「ひとり親家庭の生活支援」で、ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録世帯が少ない。

基本目標４ 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

基本方向（１） 安心して子育てや介護ができるための支援

基本方向（２） 就業・起業・再就業したい人への支援

基本方向（３） 雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

基本方向（４） 働きながら、育児や介護ができる職場環境の整備促進

審議会の意見

基本方向（１）

- ・枚方市が 1960 年代に先駆的に始めた病児保育は、現在は「病児・病後児保育」として、重要な施策であり、この計画ではあがっていなかったが、第 3 次計画アクションプログラムでは取り組みの進捗をしっかりと見守りたい。
- ・4 月 1 日現在の待機児童数は少ない数字だが、年度途中での保育所入所は厳しく、育児休業を延長せざるを得ない人もいる。また、企業内保育所が推奨されているが、規模の大きな企業でないと設置は難しい。保育士の低賃金の問題もある。
- ・育児休業取得のためには、休業中の人員を補充する必要があるが、中小・零細企業では厳しい状況である。国は企業側に休業中の代替要員にかかる賃金補助を行うべきではないか。
- ・施策番号 66 の「家族介護支援事業」は、介護する家族への支援施策であり、それ自体は必要であろう。しかし、ここ数年の国の動きを見ると、国は介護の分野から手を引

いて、家族介護を進めるといのが見える。このような状況において、自治体レベルで「介護の社会化」を進めるのは非常に難しいが、家族のいないひとり暮らしの高齢者でも、安心して介護を受けられるよう、社会化を進めるべきではないだろうか。

基本方向（２）

- ・施策番号 67 の「創業支援」で、講座等の参加者数があげられているが、起業した実績の数値も必要ではないか。また、起業した成功例を広報等で取り上げるのも有効ではないか。
- ・施策番号 68 の「地域就労支援事業」で、就労に結びついた人数が相談件数の１割程度なのは、少なく感じる。

基本目標 5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

基本方向（１） 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

基本方向（２） 男女共同参画の視点に立った施策展開

基本方向（３） 関係機関・市民団体等との連携強化

基本方向（４） 市民参加による外部評価と計画の進行管理

基本方向（５） 推進のための拠点施設機能の充実

基本方向（６） 苦情処理・人権侵害相談体制の充実

審議会の意見

基本方向（１）

- ・若い世代の声をとり上げられる取り組みが必要。

基本方向（５）

- ・平成 28 年度に男女共生フロア・ウィルを利便性の良い地域に移転することになったので、いっそう拠点施設機能の充実を図って欲しい。

全体にかかわること

- ・男女共同参画計画の基本目標の進捗を測るために、それぞれに指標を設定し、目標値を定めている。その目標を達成するための施策（取り組み）については、次期アクションプログラムに位置づけられていると思うが、施策の実施にあたっては、全般的に「PDCA サイクル」をしっかりと回し、取り組みを進めてもらいたい。

※「PDCA サイクル」：PDCAとは「Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Action（改善）」の頭文字を並べたもので、仕事を進める上で、このサイクルを「クルクルと回し、継続的に改善していく」ことが大切だと言われている。

平成 27（2015）年度
第 2 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況

発行 平成 28（2016）年 12 月
事務局 枚方市市長公室人権政策室男女共同参画担当
住所：〒573-1191 枚方市新町 2 丁目 1 番 5 号
電話：050-7102-3239／ファクス：072-843-5637